

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

(Ver. 1.0)

平成 25 年度

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

< 目 次 >

はじめに.....	2
0. リユース業全般に係る事項.....	5
1. 買取時に遵守すべき事項.....	7
(1) 一般廃棄物の収集運搬について.....	7
(2) 下取りの取り扱いについて.....	11
(3) 引越業も営む場合の特例（転居廃棄物）.....	12
(4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（過去に自ら小売販売したもの）.....	15
(5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン.....	15
(6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止.....	17
2. 販売・保管時に遵守すべき事項.....	18
(1) リユース品の適正な輸出.....	18
(2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り）.....	20
(3) 家電リサイクル法対象品目の保管について.....	21
3. 廃棄時に遵守すべき事項.....	23
(1) 売れ残り等の廃棄時について（当該製品が産業廃棄物に該当する場合）.....	23
(2) 専ら物の取扱いについて.....	25
(3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について.....	27
(4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について.....	28
4. 消費者の責務.....	29
(1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務.....	29
(2) 廃棄物処理法における国民の責務.....	29
(3) 家電リサイクル法における消費者の責務.....	30
(4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務.....	30
（参考1）「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」.....	31
（参考2）「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」.....	39
（参考3）「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」.....	42
（参考4）廃棄物処理法、家電リサイクル法における罰則.....	47

はじめに

リユース業は、古物営業法等に基づき中古品の売買を行っている。近年、リユース業の市場規模は拡大傾向にあり、使用済製品等のリユースを促進するという観点から、社会全体の環境負荷の低減にも寄与する業として注目されているところである。

各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、本資料では、廃棄物処理法、個別リサイクル法（家電リサイクル法等）を中心に、リユース業界が知っておくべき環境関連法令について説明する。

なお、リユース業が遵守すべき関係法令としては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた「古物営業法」、訪問販売等の取引において消費者の受けることがある損害防止と利益保護するために定められた「特定商取引に関する法律」、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的「消費者契約法」など多岐にわたる（図表 1 参照）。

これら関係法令は消費者保護等の観点から非常に重要な法令であり、各リユース業において遵守・認知が必要である。これらの関係法令の遵守・認知を前提に、本資料では、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に説明する（図表 1 の太枠線内）。

図表 1 リユース業が遵守すべき主な関係法令と目的

関係法令の名称	目的
古物営業法（昭和二十四年五月二十八日法律第百八号）	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。
特定商取引に関する法律（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）	特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）	この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）	環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
特定家庭用機器再商品化法（平成十年六月五日法律第九十七号）	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年八月十日法律第五十七号）	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

※上記以外にも、例えば、「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成十九年三月三十一日法律第二十二号）などの遵守も求められる。

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理として、「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」「その他」を対象とする¹。

商材となるリユース品の買取（買取時）、リユース品の販売・保管時（販売・保管時）、売れ残った商品等の廃棄など（廃棄時）の各行為について、リユース事業者が遵守すべき事項について整理を行うとともに、各環境関連法における国民・消費者の責務についても整理する。

図表 2 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（全体像）

	国民・消費者の責務	リユース業の遵守すべき事項		
		1. 買取時	2. 販売・保管時	3. 廃棄時
循環型社会形成推進基本法	■ 国民の責務（第12条） - ー 基本原則に則った再生品使用など	■ リデュース・リユースの推進（第7条、基本計画） （[1]リデュース、[2]リユース、[3]リサイクル、[4]熱回収、[5]適正処分 の順に優先） ■ 事業者の責務（第11条）		
廃棄物処理法	■ 国民の責務（第2条の3） - ー 廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による再生利用、など	■ 一般廃棄物の収集運搬について（第7条） ■ 下取りの取り扱い（平成25年3月29日 環廃産発第13032910号通知） ■ 引越事業者への特例（施行規則第2条10項、平成15年2月10日 環廃産83号通知）	■ 輸出について（第10条、第15条4の7関連）	■ 売れ残った製品が産業廃棄物に該当する場合の適正な処理について（第12条） ■ 専ら物の取扱いについて（第7条、第14条、平成25年3月29日 環廃産発第13032910号通知）
家電リサイクル法	■ 消費者の責務（第6条） - ー 排出時のリサイクル料金の支払い（収集運搬の費用、メーカーリサイクル料金）	■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第9条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連） ■ フロン類の漏洩防止回収（エアコンなど）（基本方針）	■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第9条）（再掲） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連）（再掲）	■ 家電4品目の適正な処理について（第10条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連）（再掲）
小型家電リサイクル法	■ 消費者の責務（第6条） - ー 分別排出・適正な引渡し			■ 認定事業者等への引渡し（第7条、基本方針）
その他の法令			■ パーゼル法 ■ 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準	

※上記は、主な環境関連法のみを対象にしたもの。リユース業においては、古物営業法、特定商取引法、消費者契約法などの関連法の遵守も必要である。

※消費者の責務については、29 ページから整理。

¹以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」、特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は「小型家電リサイクル法」と記載

0. リユース業全般に係る事項

循環型社会形成推進基本法の基本原則において、リユースはリサイクルよりも上位に位置づけられ、基本計画において「リサイクルに比べ取組みが遅れているリデュース・リユースの取組み強化」が施策の柱として位置付けられています。

リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながると考えられ、推進していくことが求められています。

循環型社会形成推進基本法第7条で定める基本原則では、リユースがリサイクルよりも上位に位置付けられています。環境への負荷低減に有効であると認められる場合には、[1]リデュース（発生抑制）、[2]リユース（再使用）、[3]リサイクル（再生利用）、[4]熱回収、[5]適正処分の順に優先するとされています。

また、同基本法に基づき策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月29日閣議決定）においては、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」が新たな政策の柱とされ、今後ますますリユースの取組みが進むことが求められています。

リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながると考えられ、推進していくことが求められています。

【循環型社会形成推進基本法 第七条（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）】

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われられないものについては、処分されなければならない。

【循環型社会形成推進基本法 第十一条（事業者の責務）】

（事業者の責務）

第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

1. 買取時に遵守すべき事項

(1) 一般廃棄物の収集運搬について

一般家庭から出た一般廃棄物の収集・運搬・処分には、基本的には、市町村長の許可を受ける必要があります。基本的には、許可なく、一般廃棄物の収集・運搬を業として行うことはできません。

① 関連する法令

廃棄物処理法の第7条第1項で「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と定められており、また、同条第6項で、「一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と定められており、一般家庭から出る一般廃棄物を、一般廃棄物処理業の許可なく収集・運搬・処分を業として行うことは、基本的にはできません。

なお、一般廃棄物処理業の許可は、「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業に的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」などが満たされていない限り、許可をしてはならないとされています。（廃棄物処理法第7条第5項及び第10項）

また、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者は、同法施行規則第2条各号に列举されています（一般廃棄物処分業の許可を要しない者については、同規則2条の3）。例えば、市町村から直接委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合や、家電4品目の小売店や家電4品目の中古販売店が家電リサイクル法を守るために自ら収集、運搬を適正に行う場合などには許可は不要となります。

廃棄物の該当性については、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については都道府県が適切に判断すべきものです。平成11年3月10日最高裁判所第二小法廷において、廃棄物とは、占有者が「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これら該当するか否かは、「その物の性状」、「排出の状況」、「通常の取扱い形態」、「取引価値の有無」及び「事業者の意思」等を総合的に勘案して決するのが相当」とされています（総合判断説）。また、同主旨のことが、「行政処分の指針について（通知）」（平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号）においても示されています。つまり、「単純に有償取引が成り立つことのみをもって廃棄物ではない」ということにはならず、自治体によって総合的に判断されます。さらにこの通知では、取引価値の有無について、「占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても

双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」とされています。

【廃棄物処理法 第7条第1項、第5項（一般廃棄物処理業）】

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

（以下略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しないもの）】

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

（中略）

- 九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項 に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（中略）

- 十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項 に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

（以下略）

※詳細は 12 ページ参照。転居廃棄物の特例を受ける場合には様々な条件があります。

【行政処分の指針について（通知） 平成 25 年 3 月 29 日付け、環廃産発第 1303299 号】

第 1 総論

（中略）

4 事実認定について

(1) 行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

(2) 廃棄物該当性の判断について

① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分^{（注）}の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

(以下略)

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）等が平成 23 年 4 月 1 日より施行され、平成 17 年 8 月 12 日付け環廃産発第 050812003 号通知「行政処分の指針について（通知）」について必要な内容の見直しが行われ、上記の通知となった。平成 17 年 8 月 12 日付け環廃産発第 050812003 号は廃止となっている。

② 不適切な事例

- ・顧客から「この不要物を処分してくれないか」と依頼され、一般廃棄物処理業の許可を取得していないにもかかわらず、リサイクルや廃棄目的で一般廃棄物を受け取って、収集運搬費用または処理費用を請求する。

⇒（対応策）

中古品（リユース）として買い取ることができない一般廃棄物の引き取りを依頼された場合は、市町村のごみ収集の排出を案内するか、一般廃棄物処理業の許可を取得している事業者への引き渡しを案内することが必要です。

③ 例外的な主な事例

- ・産業廃棄物処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は産業廃棄物処理業の許可が不要とされています。（平成 25 年 3 月 29 日環廃産発 13032910 号通知）。一般廃棄物についても同じです。

（詳細は、25 ページ「専ら物の取扱いについて」を参照）

- ・貨物自動車運送事業法による許可を得た者等が、営利を目的とせず、一般廃棄物である「転居廃棄物」のみを、転居者から必要事項を記載した書面での委任を受け、所定の場所まで収集運搬し、当該所定の場所において市町村等に引き渡す場合は許可が不要です。ただし、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります（廃掃法施行規則第 2 条第 10 号）。

（詳細は、12 ページ「引越業も営む場合の特例（転居廃棄物）」を参照）

(2) 下取りの取り扱いについて

新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り収集運搬する、いわゆる下取り行為については、自ら収集運搬する場合には産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

ただし、具体的にどのような行為が商慣習に該当するかは自治体に確認が必要です。

① 関連する法令

平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号（※平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032910 号通知によって現在は廃止。下取りに関する内容に変更はない。）において、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。」と定められています。

下取り行為については、下取り品は販売者が販売という事業活動に伴って排出した廃棄物であることと解され、下取りの際に、これを当該販売者が自ら収集運搬する場合には排出事業者の自ら処理であり産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となります。ただし、リユース業者が下取り品の収集運搬を他者に委託する場合には、その受託業者は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

ただし、具体的にどのような行為が商慣習に該当するか等自治体に確認が必要です。

【産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）平成 25 年 3 月 29 日付け 環廃産発第 13032910 号】

第 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

（中略）

14 その他

(1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

(2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

（以下略）

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）等が平成 23 年 4 月 1 日より施行され、平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」について必要な内容の見直しが行われ、上記の通知となった。平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号は廃止となっている。

② 不適切な事例

- ・中古オフィス家具（例えば、事務用の机）を販売した際、顧客から「これまで使っていた机を持って帰って欲しい。」と依頼された。同種の製品であるので、廃棄物の収集運搬の許可は不要と考え、処理料金をもらって持ち帰った。

⇒（対応策）

下取りは、商慣習として同種の製品を無償で引き取ることであり、処理料金をもらって持ちかえることはできません。処分に費用を徴収できるのは廃棄物処理業許可業者のみです。

（3）引越業も営む場合の特例（転居廃棄物）

特定の条件を満たせば、引越業も営むリユース事業者が、引越業務と同時に発生した転居廃棄物をリユース品と一緒に収集運搬する場合、一般廃棄物の収集運搬業の許可は不要です。ただし、書面での委任であること、所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、転居廃棄物に限るとともに、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります。

なお、事業所等の引越の際に発生する産業廃棄物については、特例はありませんので産業廃棄物の収集運搬業の許可がない限り、運搬することはできません。

詳細は、「引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアルについて」をご参照ください。

① 関連する法令

貨物自動車運送事業法による許可を得た者等が、営利を目的とせず、一般廃棄物である引越業務と同時に発生した「転居廃棄物」のみを収集運搬する場合は、一定の要件を満たせば、一般廃棄物の収集運搬業の許可は不要です。ただし、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります。

原則として、転居廃棄物は、引越をする家庭自身が市町村の指示に従って排出します。ただし、どうしても市町村の指示どおり排出しがたい場合には、①転居廃棄物の種類及び数量、②引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、③引越廃棄物を所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、の3点を書面で委任されている場合にあつては、運搬することができます。

例えば、引越業を営むリユース事業者が、引越をされる家庭の方の事情から市町村の粗大ごみ等で排出しがたい場合には、書面での委任をもって、引越業務の際に発生したリユース品と転居廃棄物を引取って所定の場所まで運搬し、市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡しすることは可能です。ただし、転居廃棄物の収集運搬は営利を目的としない行為に限ります。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和49年9月23日）】

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

（中略）

十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三

輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。)であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。)のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量

(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 法第七条第五項第四号 イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

(以下略)

【引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアルについて(平成 15 年 2 月 10 日 環廃産 83 号)】

3 事務所の引越廃棄物の処理—発生から処理の依頼まで

(中略)

3. 4 引越請負業者の役割

引越を発注する事業者が不要とした廃棄物の処理については、引越請負業者が産業廃棄物の処理業者の場合、その許可の範囲で産業廃棄物の処理を請け負うことができますが、都道府県知事の許可を受けていないのに、産業廃棄物の収集運搬や処分を引受けることはできません。

引越を発注する事業者から、引越と併せて引越廃棄物の処理を依頼されることがままあると考えられますが、このような場合には、法に違反して処理を請け負うのではなく、産業廃棄物処理業者を紹介するなどのサービスを提供したり、引越廃棄物の処理に関わるサービスは行っていない旨説明するなど、引越を発注する事業者の責任により取り扱われるように対応してください(あらかじめ、パンフレット等に明記しておくことも考えられます)。

また、引越請負業者の引越の際の廃棄物にかかわる役割としては、引越の際に引越請負業者が用いる資材が不要となった場合の廃棄物の処理に関することが重要です。

引越請負業者が用いる養生用の資材、梱包用の資材は、引越請負業者が不要として排出する廃棄物として処理することが原則です。なお、繰り返し使用することができるものは、再使用するよう努めて下さい。

ダンボールのように荷物を梱包する資材については、荷物を開梱するまでは排出されないため、引越を発注する事業者が開梱を行う場合には、引越業務中に排出されず、引越を発注する事業者が排出する廃棄物となることがあります。一方で、引越業務終了後でも、引越請負業者がこうした資材を回収し、自らの提供した資材であるから自らの廃棄物として処理したり、再使用できる段ボールなどは再使用することがあり、こうしたことは望ましいことといえます。梱包材については、いずれの取扱いをするにしろ、引越を発注する事業者の廃棄物とするか、引越請負業者の廃棄物とするか、あいまいとならないように、あらかじめはっきりさせておくことが必要です。また、今後は、ダンボール箱などの梱包資材の再使用という観点からも、積極的に引越請負業者が回収することを検討することが重要です。

(中略)

5 家庭の引越廃棄物の処理

5. 1 引越廃棄物を排出する者の役割

家庭の引越の際には、様々な廃棄物が発生します。特に、日ごろ使っていない物が引越の機会に一度に大量に廃棄されることが多いと考えられます。

引越をする家庭の方にあっても、自らが排出する引越廃棄物が適正に処理されるよう、市町村の指示に従って排出するなど、責任ある対応をしていただくことが必要です。引越をする家庭の方は、あらかじめ引越の際に不要とするものを調べておき、できる限り引越前に、家具などの大きなものは市町村が行う粗大ごみの収集に、また、家電製品のうちテレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機であれば家電リサイクルルートに、それぞれ出してください。

また、その他の引越廃棄物についても、市町村の分別収集の指示に従って出してください。

〔解説〕

(中略)

(3) 家庭から発生する引越廃棄物は一般廃棄物に該当し、これを第三者に引き渡して処理する場合、処理を行う者は法第七条に基づく一般廃棄物処理業の許可を必要とします。引越請負業者が一般廃棄物処理業の許可を有していない場合には、原則として、家庭から排出される引越廃棄物を引き取って運搬や処分をすることはできません。

ただし、引越をする家庭の方の事情から、引越廃棄物をどうしても市町村の指示どおりに排出しがたい場合又は自ら市町村の処理施設まで運搬しがたい場合であって、引越をする者から引越請負業者に対し、①引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越廃棄物を所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、の二点が書面で委任されている場合にあつては、これに従って引越廃棄物を所定の場所まで運搬することは可能です。

(以下略)

② 不適切な事例

- ・引越業も営んでいるリユース事業者が、あるオフィスの引越業務を受注したところ、発注者から、引越の際に発生した産業廃棄物について処分を依頼された。産業廃棄物の収集運搬の許可を有してはいないが、発注者からの依頼で断れず、自社に持ち帰り、自らの産業廃棄物として処理を行った。

⇒(対応策)

産業廃棄物については、一般廃棄物のような特例はありませんので、引越時に発生するものも許可なく収集運搬することはできません。受注する際に十分な説明・協議を行うとともに、自らが運搬・処分できない場合には、適切な事業者を紹介する等する必要があります。

- ・引越業も営んでいるリユース事業者（一般廃棄物収集運搬業の許可等を持たない）が、他の事業者が実施した家庭の引越業務に際して発生したリユース品と廃棄物を収集運搬した。

⇒(対応策)

引越をする家庭から転居廃棄物を収集運搬することができるのは、自ら受任した引越し

業務に関する場合であり、前記の一定の要件を満たす必要があります。当該行為が不適切な事例に当たるかどうかご不明の点がありましたら、当該地域の市区町村へご相談ください。

(4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（過去に自ら小売販売したもの）

小売業者は、家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が廃棄物になった場合、「過去に自ら小売販売したもの」、または、「新たに小売販売をするのと引替えに引取りを求められた際」には、引取る義務があります。

※詳細は、20 ページ「家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り（買い替え）」を参照。

(5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の買取りの際には、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」のガイドラインAに照らして判断し、家電リサイクル法を遵守してください。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）において、「「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）のガイドラインA（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、（中略）、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。」とされています。

家電リサイクル法対象品目の買取りにおいては、同ガイドラインAに照らし合わせ、年式、動作確認、外観等を確認の上、家電リサイクル法を遵守してください。

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）平成 24 年 3 月 19 日環廃企発第 120319001 号通知、環廃対発第 120319001 号、環廃産発第 120319001 号】

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について
(中略)

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月)のガイドライン A (別添) に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

※使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）の全文は 39 ページを参照。

※リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインの概要は 31 ページ、具体的な内容は 33 ページを参照。

(6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を販売するリユース事業者が、これら対象品目の廃棄物を引取る際、破損防止やエアコン等の冷媒として使用されていたフロン類の漏出防止に努めて収集・運搬を行う必要があります。

① 関連する法令

家電リサイクル法の対象製品（特定家庭用機器）の小売業者でもあるリユース事業者は、特定家庭用機器が廃棄物になったものを収集及び運搬するに当たっては、再商品化等の際に支障がないよう破損を防止するとともに、冷媒として使用されていたフロン類が漏出しないように適切に取り扱う必要があります。具体的には、エアコン、冷蔵庫では冷媒としてフロンを使用している場合があります。

【特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（平成 11 年 6 月 23 日）】

三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項

1 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する事項

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が適正に実施されるためには、排出された特定家庭用機器廃棄物が確実に製造業者等に引き渡されるよう、適正な排出並びに収集及び運搬を確保することにより、不法投棄等の不適正な処理が行われないようにすることが必要である。

このため、関係者の協力の下、特定家庭用機器廃棄物について、排出者による適正な引渡し、小売業者による確実かつ適正な収集及び運搬、市町村による適正な排出並びに収集及び運搬の確保に関する協力、製造業者等による円滑な引取り及び運搬を確保することが必要である。

具体的には、次のとおりである。

消費者及び事業者は、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、製造業者等に確実に引き渡すことのできる者としてなるべく小売業者に引き渡し、不法投棄等の不適正な処理を行わないことが必要である。また、小売業者、製造業者等が請求する収集及び運搬並びに再商品化等に必要な行為に関する料金及びその徴収方法を自ら確認することが望ましい。

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に当たり、製造業者等の再商品化等に必要な行為の実施に支障が生じないよう特定家庭用機器廃棄物の破損、冷媒として使用されていたフロン類の漏出を防止することが必要である。また、特定家庭用機器の配達経路の利用、市町村との協力体制を構築すること等により、生活環境の保全上適正かつ能率的な収集及び運搬を行うことが必要である。加えて、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出の確保を図るため、消費者及び事業者に必要な情報を提供するとともに、買換え時のみならず、自らが過去に販売した製品についても、一層円滑な引取りに努めることが必要である。

(以下略)

2. 販売・保管時に遵守すべき事項

(1) リユース品の適正な輸出

正当なリユース品の輸出は、バーゼル法、廃棄物処理法の規制対象とはなりませんが、規制対象物に該当しないことを確認し、求めに応じてこれを証明する必要があります。
使用済み電気・電子機器の輸出に関しては、中古品判断基準があり、平成 26 年 4 月から適用されます。
環境省では、規制対象に該当するか否かについて事前相談を承る窓口を設置しておりますので、活用してください。

我が国は「有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、バーゼル条約）の国内担保法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、「バーゼル法」と）と廃棄物処理法が施行されています。バーゼル法の規制対象物（バーゼル物）を輸出する場合には、バーゼル法に基づく手続きを行う必要があります。また、廃棄物処理法の規制対象物（廃棄物）を輸出する場合は、廃棄物処理法に基づき環境大臣の確認を得る必要があります。

リユース事業者として気をつけるべき事項として、自らリユース品を輸出する際、取引先との間で「輸出先で確実にリユースされているか？（実際には資源としてのリサイクル等、リユース以外の行為が行われていないか）」を確認し、輸出入関係の行政機関の求めに応じて説明する必要があります。リユースではなく、リサイクルや廃棄が行われている場合は、貨物の内容によっては、バーゼル法等の関連法令に抵触するおそれがあります。また、自らが輸出しない場合であっても、「リユース品の販売先の事業者が不適切な輸出を行っていないか？」という点も確認することが推奨されます。

輸出先の国・地域によっては、日本とは異なる輸出入規制を採用している場合があります。日本からリユース品として輸出されたパソコン等の使用済み電気・電子機器が、輸出先では規制対象物と判断され、バーゼル条約上の不法取引であると通報され、日本へ返送される事例²が頻発していますので、輸出先の規制についても十分注意する必要があります。

諸外国が使用済み電気・電子機器の輸出入規制を強化する背景には、部品、金属等の有用資源を抜き取ることを目的として、中古利用目的であると偽装して使用済み電気・電子機器が先進国から途上国へ輸出される例が指摘されており、こうした場合、環境汚染・健康影響につながることを懸念されていることがあります。このような世界的な流れもあり、我が国では、「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準³」（平成 26 年 4 月 1 日から適用）が策定されました。リユース目的での輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく手続きを要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。

² <http://www.env.go.jp/recycle/yugai/shipback/index.html>

³ 「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」は 42 ページを参照ください。

輸出入予定の貨物が廃棄物等に該当するか否かについての事前相談を承る窓口がありますので、ご活用ください。

「廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入」(<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>)

⇒事前相談先の連絡先 (<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>)

事前相談のご案内

事前相談のご案内特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）に規定する特定有害廃棄物等に該当する貨物を輸出入する場合には、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく承認申請が必要となります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物に該当する貨物を輸出入する場合には、廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認又は許可及び外為法に基づく承認申請が必要となります。

経済産業省及び環境省では、輸出入しようと考えている貨物が、

[1] バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

[2] 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

について、下記の通り事前相談を受け付けています。

（バーゼル法に係る問い合わせ先）

■メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ、使用済バッテリー（廃・中古）、使用済遊技機（廃・中古）、廃触媒及び中古品（家電、自動車部品等）についての問い合わせ

⇒一般財団法人 日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課

注：メタル・スクラップ：鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル（自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む）

プラスチック・スクラップ：ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等

■上記以外の貨物についての問い合わせ

⇒経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

（バーゼル法及び廃棄物処理法に係る問い合わせ先）

⇒環境省地方環境事務所

※原則的に、輸出入に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にお問い合わせください。

- ・ 北海道（北海道地方環境事務所）
- ・ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県（東北地方環境事務所）
- ・ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県（関東地方環境事務所）
- ・ 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県（中部地方環境事務所）
- ・ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（近畿地方環境事務所）
- ・ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（中国四国地方環境事務所）
- ・ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（高松事務所）
- ・ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（九州地方環境事務所）

(2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り（買い替え））

小売業者は、家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が廃棄物になった場合、「過去に自ら小売販売したもの」、または、「新たに小売販売をするのと引替えに引取りを求められた際」には、引取る義務があります。

① 関連する法令

家電リサイクル法の対象製品（特定家庭用機器）の小売業者でもあるリユース事業者は、過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物になったものと、新たに小売販売をするのと引替え（買い替え）に引取りを求められた同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りが義務付けられています。（家電リサイクル法 第9条）

なお、製造業者等または指定法人に引き渡すために行う収集及び運搬に関する料金を顧客に請求することができます。（家電リサイクル法 第11条）

小売業者については、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬に限り、廃棄物処理法第7条第1項の規定による市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可及び同法第14条第1項の規定による都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例を設けています。ただし、小売業者が他者に委託するときは、その受託者には廃棄物処理法上の許可が不要となる特例措置は適用されませんが、小売業者の委託を受けた場合、産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかの許可を受けていれば収集・運搬が可能となる特例を設けています。（家電リサイクル法 第49条、第50条）

【家電リサイクル法 第九条（引き取り義務）、第十一条（料金の請求）】

（引き取り義務）

第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

（料金の請求）

第十一条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、前条の主務省令で定める場合を除き、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 49 年 9 月 23 日）】

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

（中略）

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項 に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号 イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

（以下略）

② 不適切な事例

- ・過去にテレビを販売した顧客から、“捨てたいので引き取って欲しい”との依頼があつたが、年式等を確認するとリユース品として買い取ることはできなかったため、引取ることを断った。

⇒（対応策）

家電リサイクル法に基づき、製造業者等がリサイクルするために必要となる再商品化等料金（リサイクル料金）及び収集運搬料金を顧客に支払ってもらった上で、製造事業者に引き渡すことが必要です。

(3) 家電リサイクル法対象品目の保管について

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、再使用の目的に適さない粗雑な取扱いをした場合は廃棄物に該当すると判断されます。

これら品目を倉庫等で保管する時は、「リユース品である」、「商品である」ことが分かるよう、適切な保管をしてください。

① 関連する法令

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）において、家電リサイクル法の対象品目は「（中略）雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等の再使用の目的に適さない粗雑な取扱いがなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えない」とされています。

これら品目を倉庫等で保管する時は、「リユース品である」、「商品である」ことが分かるよう、適切な保管をしてください。

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）平成 24 年 3 月 19 日環廃企発第 120319001 号通知、環廃対発第 120319001 号、環廃産発第 120319001 号】

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について
(中略)

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月) のガイドライン A (別添) に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

※使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）の全文は 39 ページを参照。

② 不適切な事例

- ・冷蔵庫などの特定家庭用機器を、店舗の前に野ざらしの状態で乱雑に積み上げて保管していた。

⇒ (対応策)

特定家庭用機器は、屋根がある場所や屋内で保管するなど、リユース品として販売する商品であることが誰の目から見ても明らかにしておく必要があります。

3. 廃棄時に遵守すべき事項

(1) 売れ残り等の廃棄時について（当該製品が産業廃棄物に該当する場合）

売れ残り等を廃棄する際には、当該製品が産業廃棄物に該当する場合であって当該製品の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物収集運搬事業者、産業廃棄物処分業者のそれぞれと直接契約を締結した上で、当該産業廃棄物の引渡しの際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。

※家電リサイクル法対象品目は 27 ページ、(3) を参照。

① 関連する法令

廃棄物処理法第 12 条第 5 項では、「事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」とされており、排出事業者が他人に産業廃棄物の処理の委託をする場合には、適切な事業者に委託することが義務付けられています。このとき、排出事業者は、産業廃棄物収集運搬事業者、産業廃棄物処分業者のそれぞれと直接契約を締結する必要があります。

また、同第 12 条の 3 第 1 項では、「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。」と定められており、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられています。

【廃棄物処理法第十二条（事業者の処理）】

（事業者の処理）

第十二条

（中略）

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（以下略）

【廃棄物処理法第十二条の三（産業廃棄物管理票）、第十二条の四（虚偽の管理票の交付等の禁止）及び第十二条の五（電子情報処理組織の使用）】

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

② 不適切な事例

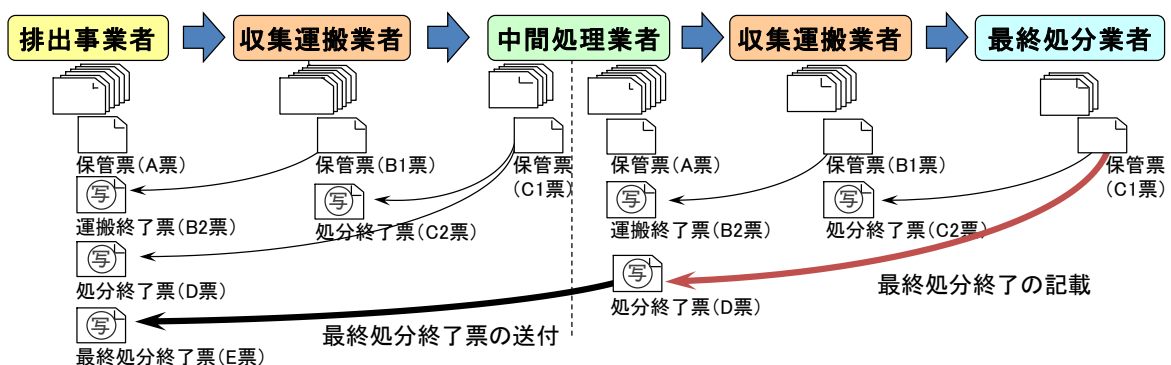
- ・ 書面による契約を締結せずに、売れ残った商品を産業廃棄物収集運搬業者に委託した。
- ・ 売れ残った商品を産業廃棄物収集運搬業者に委託し、マニフェストを交付した。委託業者から B2 票（収集運搬業者から送付される運搬終了票）、D 票（中間処理業者から送付される処分終了票）、E 票（最終処分業者から送付される最終処分終了票）が返送されなかったが、何の措置も講じなかった。

⇒（対応策）

売れ残った商品が産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法の規定に則り処理は産業廃棄物処理業者と書面により委託契約を締結し、マニフェストによる管理によって廃棄物処理の完了まで確認することとする。

なお、委託基準（法定事項の記載と書類を添付した書面による契約）を遵守し、契約書とマニフェストは5年間保管する義務がある。

<マニフェストの流れ（紙マニフェストの場合）>



(2) 専ら物の取扱いについて

もっぱら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維）を専門に取り扱っている既存の回収業者等については、当該廃棄物を収集運搬する場合には、廃棄物処理法の許可は不要です。

専ら物に該当する売れ残り等を廃棄する際には、専ら再生利用の目的となる収集・運搬、処分を業として行うものに引き渡すことができます。

① 関連する法令

「専ら再生利用の目的となる廃棄物」（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維）のことを専ら物と呼び、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれにおいても、廃棄物処理法の許可不要制度があります。

ただし、具体的にどのような製品がこれらの専ら物に該当するかは自治体の判断によること（例えば、どのような製品がくず鉄に該当するか）、自治体によっては鉄くずの取引に対して個別に条例を定めていること（例えば、大阪府、兵庫県、岐阜県などでは鉄くずを含む金属くずや使用済金属類の営業に関する条例を定めている）があることに注意が必要です。

なお、家電リサイクル法の対象となる使用済み特定家庭用機器や、小型家電リサイクル法の対象となる小型家電などの家電製品は専ら物（くず鉄（古銅等を含む））には該当しません。

また、当該専ら物が産業廃棄物である場合には、処理に関する委託契約を書面により締結する必要があります。

【廃棄物処理法 第7条第1項、第6項（一般廃棄物処理業）】

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（以下略）

【廃棄物処理法 第 14 条第 1 項、第 6 項（産業廃棄物処理業）】

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（以下略）

【平成 25 年 3 月 29 日環廃産発 13032910 号通知】

第 3 産業廃棄物に関する事項

（中略）

14 その他

（中略）

(1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

（以下略）

(3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が売れ残った場合は、家電リサイクル券を貼付して自ら指定引取場所へ運搬するか、廃棄物収集運搬業者に運搬を委託し、家電リサイクル法のルールで処理してください。

また、売れ残りを輸出する場合には、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」（31 ページ 参考 1 を参照）のガイドライン A に照らして判断し、家電リサイクル法を遵守してください。また、輸出をする際には「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」（42 ページ、参考 3 を参照）を遵守してください。

① 関連する法令

いったん引き取った家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器廃棄物について、再使用（リユース）する場合を除き、その特定家庭用機器の製造業者等に引き渡すことが義務付けられています。（家電リサイクル法、第 10 条）

【家電リサイクル法 第十条（引渡義務）】

（引渡義務）

第十条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確認することができないときは、第三十二条第一項に規定する指定法人）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

② 不適切な事例

- ・エアコンの室外機を鉄くずとして、金属スクラップ業者に引き渡した。
- ・指定引取場所への収集・運搬を一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬の業の許可を持っていない事業者に委託した。
- ・管理票（家電リサイクル券）の保存を 3 年間行っていない。

⇒（対応策）

特定家庭用機器廃棄物は、家電リサイクル法の規定に則り、処分を行うこととする。売れ残りは、家電リサイクル券を貼付して家電メーカーの指定引取場所へ持ち込む。

③ 例外的な事例

- ・家電リサイクル法で定められた再商品化率をクリアでき、フロン等の有害物質処理を含めて家電リサイクル法の対象品目を廃棄物処理法の処理基準である「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 11 年厚生省告示第 148 号）を遵守して適切に処理ができる産業廃棄物処理事業者であれば、この産業廃棄物処理事業者に処理を委託することが可能です。ただし、そのような業者は少ないため都道府県に確認をしてください。

(4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について

売れ残ってしまった使用済小型電子機器等を廃棄する場合は、小型家電リサイクル法によって認定された事業者（認定事業者）その他再資源化を適正に実施できるものに引き渡すことが責務となっています。

① 関連する法令

小型家電リサイクル法において、「事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合は、認定事業者（法第十条第三項の認定）その他再資源化を適正に実施できるものに引き渡す」という努力義務が課せられています。（小型家電リサイクル法第7条及び基本方針）

なお、使用済小型電子機器等が産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等、廃棄物処理法にのっとりた処理を委託する必要があります。

【小型家電リサイクル法 第七条】

（事業者の責務）

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

【小型家電リサイクル法基本方針】

三使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

1 消費者及び事業者の取組

消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他認定事業者から委託を受けた小売業者等の使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、認定事業者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。なお、使用済小型電子機器等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の交付等、廃棄物処理法にのっとりた処理を委託することが必要である。

（以下略）

4. 消費者の責務

(1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務

国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めることとされています。

【循環型社会形成推進基本法 第十二条（国民の責務）】

（国民の責務）

第十二条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(2) 廃棄物処理法における国民の責務

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとされています。

【廃棄物処理法 第二条の三（国民の責務）】

（国民の責務）

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(3) 家電リサイクル法における消費者の責務

消費者は、家電リサイクル法対象品目を排出する場合には、再商品化等が確実に実施されるように、収集・運搬をする者、再商品化等をするものの求めに応じ料金の支払いに応じる責務があります。

この料金は、具体的には『小売店での収集・運搬のための料金』と『メーカーのリサイクル料金』が含まれます。

【家電リサイクル法 第六条（事業者及び消費者の責務）】

（事業者及び消費者の責務）

第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務

消費者は、小型家電リサイクル法対象品目を排出する場合には、分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集・運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡す責務があります。

【小型家電リサイクル法 第六条（消費者の責務）】

（消費者の責務）

第六条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

（参考１）「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」

家電リサイクル法の対象品目について、小売業者が自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成していくことを想定し、参考として示すガイドラインが「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）に報告されている。

ガイドラインは、「ガイドライン A（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）」、「ガイドライン B（適正リユースの促進に資するガイドライン）」の 2 つが示されており、その概要を報告書より抜粋引用する。

【「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）】

第 2 章 小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインの設定と項目について

1. 仕分け基準に関する二段階ガイドラインの設定について

今後、小売業者が自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成していくことを想定し、ヒアリング等を踏まえ、小売業者に参考として示すガイドラインとして、以下のような二段階のガイドラインを検討した。なお、それぞれのガイドラインにおける「リユース」とは、部品リユースは含まず、家電製品として再使用される「製品リユース」を意味する。

【ガイドライン A（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）】

家電リサイクル法に基づき廃家電の引取・引渡義務を負う小売業者が、家電リサイクル法遵守の観点から、自主基準の作成に当たり活用すべきと考えられるものを内容とするもの

（＝ リユース品市場の需要やその製品性能等の実態を踏まえれば、一般的にリユースされるとは考えられない場合を示す等、リサイクルのために製造業者等へ引き渡すべきであるか否かの判断に資するガイドライン）

（中略）

・したがって、このガイドライン A は、例えば、

- ① リユースすることがほぼ不可能と考えられるものを、リユース品と偽って消費者から引取り、製造業者等以外に引渡すこと
 - ② リサイクルのために製造業者等に引き渡すと言って再商品化等料金を消費者から受領しながら、製造業者等以外に引渡し（リユース販売を含む）を行うこと
- 等の家電リサイクル法の趣旨に反する行為を防止することに資するものとする必要がある。

【ガイドライン B（適正リユースの促進に資するガイドライン）】

小売業者が自らの社会的責任（リサイクルすべきものの着実な製造業者等への引渡、適正なリユース事業の促進、及びリユース品流通の質を高めることを通じた循環型社会形成の促進への貢献など）を考慮しながら、省エネ・地球温暖化防止対策、廃棄物の減容等の環境負荷低減や資源有効利用促進の観点から、リユース品取扱業者等との連携の下、適正リユースの促進に資するような自主基準の作成に当たり参考となると考えられるものを内容とするもの

（＝ この指標を満たせばリサイクルよりもリユース品市場に回す方が望ましいという場合を示すなど、適正リユースの促進に資するガイドライン）

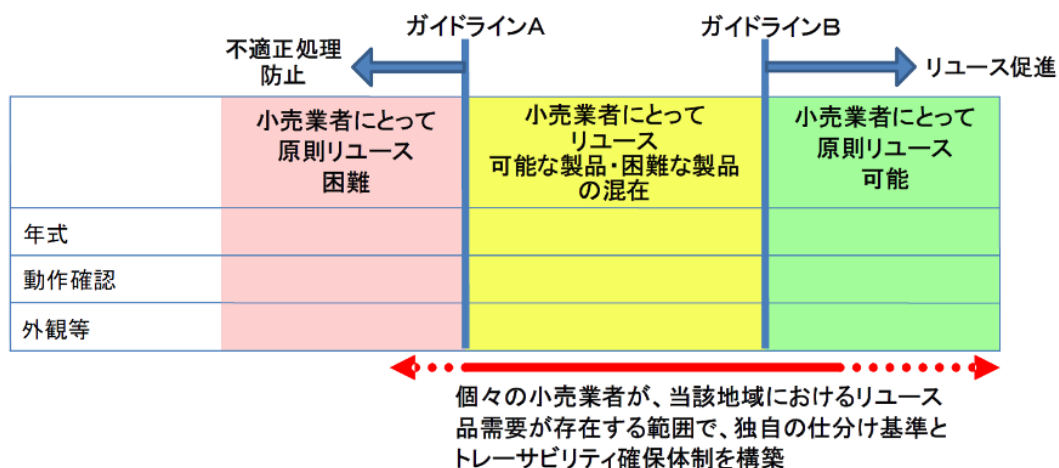
- ・このガイドラインBは、例えば、
 - ① 製造後わずか数年の製品であって、環境負荷低減の観点からも、リサイクルよりむしろ適正に国内外のリユース品市場で流通させることが適当と考えられるものを、適正なリユース品取扱業者に引き渡すこと
 - ② 省エネ製品の普及促進やトレーサビリティの確保などの観点から、リユース品市場の適正性を高めていくこと

等に有効な仕分け基準を小売店が自主的に作成することに資するものとする必要があると考えられる。

- ・ただし、ガイドラインBの考え方については、小売業者がそれぞれの仕分け基準を作成するに当たって、例えばこれに示される場合以外リユースは禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意する必要がある。

製品性能に関するガイドラインは別添としてまとめているが、このA・B二段階のガイドラインのイメージは、下図のとおり。

【製品性能に関するガイドラインのイメージ】



なお、このガイドラインAとBの間については、小売業者にとってリユース可能な製品・困難な製品が混在しており、各小売業者において、リユースするかどうかを適切に判断することが必要となる。例えば、AとBの間の製品については、リユース品取扱業者からの情報、各製品の品質、地球温暖化等の環境負荷への影響を踏まえ、各小売業者において、きめ細やかな基準を設定するとともに、引渡先で適正にリユース品として利用されていることを確認するトレーサビリティ確保体制を構築することが望ましい。

(以下、略)

リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン

1 製品性能に関するガイドライン

(1) エアコンディショナー

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	○ 製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○ 製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
(温暖化防止・省エネ性能)		○ 平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力4kW以下のもの：目標年度2004 冷凍年度⁴、その他のもの：目標年度2007 冷凍年度）の達成率が約100%以上で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2004 冷凍年度又は2007 冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等

⁴ 冷凍年度とは前年の10月1日から当年の9月30日までの期間。例えば2004 冷凍年度は2003年10月1日から2004年9月30日までである。

動作確認	○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 異臭確認 ➤ 異常音確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➤ リモコンなど付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

（２）テレビジョン受信機

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資するガイドライン)
年式	○ 製造から約15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○ 製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
(温暖化防止・省エネ性能)		○ 平成20 年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度2003 年度）の達成率が約100%以上で、

		温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2003 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等
動作確認	○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 異臭確認 ➤ 異常音確認 ➤ 輝度確認 ➤ コントラスト確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し ➤ ブラウン管の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲で、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➤ リモコン等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示 ○ アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により2011 年には使用できなくなるについて説明

(3) 冷蔵庫・冷凍庫

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	○ 製造から約10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
(温暖化防止・省エネ性能)		○平成20 年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準（目標年度2004 年度）の達成率が約100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネトップランナー基準の目標年度は2004 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等
動作確認	○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 庫内温度確認 ➤ 異常音確認 ➤ 異臭確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保

		保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➤ 外見上の汚れが著しく少ない ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

（４）洗濯機（衣類乾燥機を含む）

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	○ 製造から約10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○ 製造から約7年以内の製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
動作確認	○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➤ 異常音確認 ➤ 洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブレーキテスト（運転中の開閉時に回転にブレーキがかかるか） ➤ 1工程の通しテスト（注水、洗濯、排水、脱水が正常に行われるか） ➤ 動作確認、検査・修理の上で、販売時に製品保証を付与 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題

		がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➤ 専用ホース等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

(参考 2) 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について (通知)」

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について (通知) 平成 24 年 3 月 19 日環廃企発第 120319001 号通知、環廃対発第 120319001 号、環廃産発第 120319001 号】

環廃企発第 120319001 号
環廃対発第 120319001 号
環廃産発第 120319001 号
平成 24 年 3 月 19 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長
廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、一般家庭や事業所等から排出される使用 (再使用を含む。以下同じ。) を終了した家電製品 (以下「使用済家電製品」という。) 等を収集、運搬等する者 (以下「不用品回収業者」という。) が増加しているが、それらのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町村の委託を受けておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) に抵触するものと考えられる。環境省においては、「使用済物品の適正な処理の確保について (通知)」 (平成 22 年 10 月 21 日付け環廃対発第 101021001 号・環廃産発第 101021001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知) により、廃棄物の疑いがあると判断できる場合の報告の徴収又は立入検査の積極的な実施等をお願いしているところである。

使用済家電製品は、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。) 等に基づいて再商品化等されることにより適正な処理が確保されなければならないが、不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられる。特に、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障の発生、適正なリサイクルシステムの阻害等が強く懸念されることから、このような不適正な処理ルートへの対策を強化する必要がある。

ついては、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに、貴管内市町村に対する確実な周知及び指導方よろしく願います。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に、使用を終了した特定家庭用機器 (家電リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する特定家

庭用機器をいう。以下「使用済特定家庭用機器」という。)については、廃棄物として再生又は処分する場合には、特に厳しい基準として「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成 11 年厚生省告示第 48 号)により一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。このことを踏まえ、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡し行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月)のガイドライン A (別添) に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

3 使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品の廃棄物該当性について

使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられ、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について、有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られる。

これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

4 その他の留意事項

(1) 使用済家電製品について、比較的新しく故障していない等、市場価値を有するものについては、古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)に基づく古物営業の許可を有し、かつ、適切な取扱いをする者に売却するなど、適正な再使用を促進することが重要であること。また、

再使用に適さない等により廃棄物となったものについては、家電リサイクル法や市町村の定める規則等に従った適切な排出が必要であることから、これらについての住民に対する普及啓発に努められたいこと。

（２）小売業者に家電リサイクル法上の引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる「義務外品」）のうち、一般廃棄物となるものについては、市町村の区域内において消費者からの特定家庭用機器一般廃棄物の排出が困難とならないよう、収集・運搬体制を構築する必要がある。この場合、市町村においては、収集運搬業の許可の取得について適正かつ円滑に進めるか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条第 2 号の規定による指定制度（再生利用指定制度）を積極的に活用する等し、廃棄物処理法に適合する形で実施されたいこと。

以上

※別添省略、33～38 ページ参照。

(参考3) 「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準

1. 目的

使用済み電気・電子機器を中古品（リユース目的）として輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書Ⅳに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル法の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物が、バーゼル法に基づく輸出の承認を得ずに輸出された場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。

2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の例については、参考資料をご参照ください。

3. 中古品判断基準の適用時期

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（以下、「中古品判断基準」という。）は、平成26年4月1日から適用します。

なお、使用済みブラウン管テレビについては、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」（平成21年9月1日から適用）（以下、「ブラウン管テレビの中古品判断基準」という。）を適用していますが、平成26年4月1日からは、中古品判断基準を適用します。

4. 中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 ^{*1} の例
① 年式・外観	破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない） ※ 特定家庭用機器^{*2}に関しては、別表を参照	- 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことを確認する。 - 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことを確認する。	- 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。 - また、求めに応じ目視可能な状態にしておくこと。 ※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。
② 正常作動性	通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること ※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと	- 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。 - 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。 - 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）、十分な蓄電を行えることを確認する。（この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。）	- 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。 - 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。 - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法※ ¹ の例
③ 梱包・積載状態	荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）	- テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。 - 小型の物については、必要に応じて、段ボール箱を利用、個別に包装する等し、整然と積載する。 - 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。	- 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
④ 中古取引の事実関係	契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること ※ 当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること		- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
⑤ 中古市場	輸入国において当該製品の中古市場があること	- 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。	- 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本文又は英文）を提示できるよう配慮すること）。

※1 証明のための記録・書類等は、輸入国等においても確認が行われる可能性を考慮し、英文のものを提示できるよう配慮すること。

※2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

(別表) 特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目

機器	年式	外観
エアコンディショナー	製造から 15 年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 室外機外面の錆が表面積の約 10% 以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
テレビジョン	製造から 15 年以内	下記に該当しないこと。 ➤ ブラウン管または筐体の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
冷蔵庫・冷凍庫	製造から 10 年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約 10% 以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
洗濯機	製造から 10 年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約 10% 以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである

注 1) 本別表は、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月)のガイドライン A に基づくもの。

注 2) リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、表中の製造年数を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類(輸入者等との契約書等)を提出することにより(基準④を参照)、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。

5. 事前相談等における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国等(該当する場合は通過国も含む。)の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制(禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等)について確認し、また、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

参考 使用済み電気・電子機器の例

<家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫
エアコン
室外機
洗濯機
ブラウン管テレビ
液晶テレビ
プラズマテレビ
電子レンジ
炊飯器
ジャーポット
食器洗い乾燥機
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器（電気瞬間湯沸器）
給湯器
空気清浄機
加湿器
除湿機
扇風機
電気掃除機
電気かみそり
電気式家庭用生ゴミ処理機
電動ミキサー
電気式コーヒーメーカー及びティーメーカー
トースター
ホットプレート
電動歯ブラシ
携帯用電気ランプ
電気暖房機器
電気カーペット
ヘアドライヤー
電気アイロン
家庭用電動ミシン
電話機（電気機器内蔵の物）
ファクシミリ
携帯電話
公衆用 PHS 端末
ラジオ放送用受信機
ビデオテープレコーダ(セット)
DVD-ビデオ
BD レコーダ/プレーヤ
ビデオカメラ（放送用を除く）
プロジェクタ
ビデオプロジェクション
BS/CS アンテナ
CS 専用アンテナ
CS デジタルチューナ
地上デジタルチューナ
ケーブルテレビ用 STB
デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）
デジタルオーディオプレーヤ（HDD）
テープレコーダ
MD プレーヤ

ステレオセット
CD プレーヤ
IC レコーダ
アンプ
スピーカシステム
電池式ヘッドホン及びイヤホン
カメラ（電気機器内蔵の物）
デジタルカメラ
PC（デスクトップ型）
PC（ノートブック型）
モニター（電子計算機用）
プリンタ
フォトプリンター
リモコン
キーボードユニット
電卓
電子辞書
電気照明器具（電球を含む。）
電気式時計
家庭用電気工具

<家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
家庭用電気・光線治療器
家庭用磁気・熱療法治療器
家庭用吸入器
家庭用医療用物質生成器
電子体温計
電子血圧計

<電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）
携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）
据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

<自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム
カーカラーテレビ
カーDVD
カーステレオ
カーCD プレーヤ
カーMD
カーアンプ
カースピーカ
カーチューナ
カーラジオ
VICS ユニット
ETC 車載ユニット

(参考 4) 廃棄物処理法、家電リサイクル法における罰則

4.1 廃棄物処理法における罰則

※以下は、主なものを抜粋して紹介。詳細は、廃棄物処理法の第 25 条から第 34 条を参照。

(1) 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下（法人は 3 億円以下）の罰金又はこの併科

法第 25 条第 1 項		違反条項	行為の内容
1 号	無許可営業	7 条第 1 項・第 6 項 14 条第 1 項・第 6 項	○許可を受けずに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき ○許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき
6 号	委託基準違反	6 条の 2 第 6 項 12 条第 5 項	○排出事業者が、一般廃棄物の運搬又は処分を一般廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき ○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
12 号	無確認輸出	10 条第 1 項(15 条の 4 の 7 第 1 項での準用を含む。)	○環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出したとき ※廃棄物の無確認輸出は、未遂を罰する(25 条第 2 項)。
14 号	廃棄物の 投棄禁止違反	16 条	○廃棄物をみだりに投棄したとき ※廃棄物の投棄禁止違反は、未遂を罰する(25 条第 2 項)。

(2) 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科

法第 26 条		違反条項	行為の内容
1 号	委託基準違反 再委託禁止違反	6 条の 2 第 7 項 7 条第 14 項 12 条第 6 項	○排出事業者が、一般廃棄物の処理の委託の基準に違反して、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき ○一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が、他人に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託したとき ○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき
4 号	無許可輸入	15 条の 4 の 5 第 1 項	○環境大臣の許可を受けずに、国外廃棄物を輸入したとき
6 号	不法投棄又は不法焼却を目的とする 収集又は運搬	—	○廃棄物の不法投棄又は不法焼却を行う目的で、廃棄物の収集又は運搬をしたとき

(3) 2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はこの併科

法第 27 条	違反条項	行為の内容
無確認輸出の予備	—	○廃棄物の無確認輸出を行う目的で、その予備をしたとき

(4) 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

法第 29 条		違反条項	行為の内容
3 号	排出者管理票 交付義務違反 記載義務違反	12 条の 3 第 1 項(15 条の 4 の 7 第 2 項で	○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、当該作業廃棄物を引き渡す際に、次のいずれかに該当したとき ・運搬受託者(処分のみの委託の場合には、処分受託者)に、管理票を交付し

	虚偽記載	の準用含む。)	なかったとき ・運搬受託者(処分のための委託の場合には、処分受託者)に、記載すべき事項を記載せずに、管理票を交付したとき ・運搬受託者(処分のための委託の場合には、処分受託者)に、虚偽の記載をして、管理票を交付したとき
7号	管理票保存義務違反	12条の3第2項・第6項	○管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者に管理票を交付した場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき ○管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき
13号	勧告命令違反	12条の6第3項	○排出事業者(中間処理業者を含む。)、運搬受託者又は処分受託者が、管理票及び電子管理票に関して出された措置命令に違反したとき

4.2 家電リサイクル法における罰則

※以下は、小売業者が関わる主なものを抜粋して紹介。詳細は、家電リサイクル法の第 58 条から第 62 条を参照。

(1) 50 万円以下の罰金（法第 58 条）

関連条項	行為の内容
第 14 条 (料金に対する勧告等)	○主務大臣は、小売業者が前条第一項の規定により公表した料金が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えていると認めるときは、当該小売業者に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。(第 14 条第 1 項) ○主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(第 14 条第 2 項) ○命令に違反したものは、50 万円以下の罰金に処する。(第 58 条)
第 16 条 (勧告及び命令)	○主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、当該小売業者に対し、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。(第 16 条第 1 項) ○主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(第 16 条第 2 項) ○命令に違反したものは、50 万円以下の罰金に処する。(第 58 条)

(2) 20 万円以下の罰金（法第 60 条）

条項	行為の内容
第 52 条 (報告の徴収)	○主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。(第 52 条) ○第 52 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(第 60 条第 2 項)
第 53 条 (立入検査)	○主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。(第 53 条第 1 項) ○第 53 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。(第 60 条第 3 項)

(以上)